

## 松江市外出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市外出支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「貸切バス」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）が乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送するバスのことをいう。
- (2) 「貸切バス事業者」とは、市内に営業所を有する貸切バス事業者のことをいう。
- (3) 「貸切バス利用運賃」とは貸切バスのキロ制運賃と時間制運賃の合計額をいい、消費税等を含まないものをいう。
- (4) 「利用団体」とは、次に掲げる団体であって、市内に主たる事務所の所在地を有し、かつ、市内に居住する者のみで構成されるものをいう。
  - ア 構成員が概ね65歳以上で構成される団体
  - イ 障がい児（者）の団体
  - ウ ボランティア活動を行う団体（以下「ボランティア団体」という。）
  - エ 未就学児（その保護者を含む）の団体。ただし、幼稚園、保育所を除く。
- (5) 「日帰り旅行」とは、市内からの出発及び到着が同日となる旅行をいう。
- (6) 「通勤バス」とは、車両の長さが全長6m未満かつ旅客席数14名以下のバスをいう。
- (7) 「小型バス」とは、車両の長さが全長6m以上8m以下かつ定員33名以下のバスをいい、マイクロバスを含む。
- (8) 「中型バス」とは、小型バス、大型バス以外のものをいう。
- (9) 「大型バス」とは車両の長さが9m以上、または旅客席数50名以上のバスをいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事業の内容及び運行範囲、補助金の交付金額、補助事業者の範囲及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市外出支援事業補助金
補助金交付の目的	この事業は、利用団体が福祉目的事業及び公的行事、交流事業等に参加する際、貸切バス利用運賃の一部を補助することを通じて、その活動を支援し、

	<p>もって当該利用団体の構成員の福祉を増進することを目的とする。</p>
<p>補助金の交付対象である事業の内容及び運行範囲</p>	<p>貸切バス事業者が利用団体から受注した次の各号に掲げるいずれかの事業の実施及び参加のための日帰り旅行（ただし、学校及び事業所等が行事及び業務として行う場合を除く。）であって、別図に示す運行範囲内のもの。</p> <p>なお、利用回数の上限は、1 団体につき同一年度内に 1 回までとする。ただし、未就学児、障がい児（者）の団体については同一年度内に 2 回までとする。</p> <p>(1) 福祉目的事業の実施</p> <p>(2) 公的機関主催の各種大会及び研修会等、公的行事への参加。ただし、ボランティア団体については福祉目的行事に限る。</p> <p>(3) 利用団体が主催する交流事業等</p>
<p>補助金の交付金額</p>	<p>松江市内の移動</p> <p>補助上限については、補助対象事業に要した貸切バス利用運賃の額から、1 契約当たり次の各号に掲げるバスの種別ごとに、当該各号に定める額を除いた額か、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成 12 年中国運輸局公示第 3 号）別紙 1 に定める運賃の下限額により算出した利用運賃の 1 台分のいずれか少ない額とする。ただし、未就学児、障がい児（者）の団体については、算出した利用運賃に 1.3 を乗じて得た額を補助上限とし、一回の外出で複数台バスを利用する場合は、一度の外出で 2 台分まで利用することができる。（その場合、当該年度の利用回数を 2 回と数える）</p> <p>(1) コミューター・小型バス・中型バス（旅客席数 39 人以下）</p> <p>（ア） 障がい児（者）の団体及び未就学児の団体 7,500 円</p> <p>（イ）（ア）以外の利用団体 15,000 円</p> <p>(2) 中型バス（旅客席数 40 人以上）・大型バス 50,000 円</p> <p>松江市外の移動</p> <p>補助上限については、補助対象事業に要した貸切バス利用運賃の額から、1 契約当たり次の各号に掲げるバスの種別ごとに、当該各号に定める額を除いた額か、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成 12 年中国運輸局公示第 3 号）別紙 1 に定める運賃の下限額により算出した利用運賃に 3/4 を乗じて得た額の 1 台分のいずれか少ない額とする。なお、未就学児、障がい児（者）の団体については、一回の外出で複</p>

	<p>数台バスを利用する場合は、一度の外出で2台分まで利用することができる。（その場合、当該年度の利用回数を2回と数える）</p> <p>(1) コミューター・小型バス・中型バス（旅客席数39人以下） 25,000円</p> <p>(2) 中型バス（旅客席数40人以上）・大型バス 60,000円</p>
補助事業者の範囲	貸切バス利用運賃の額から松江市外出支援事業補助金を差し引いた金額を利用団体から徴し、当該利用団体を運送する貸切バス事業者
終期	令和9年3月31日

（実施計画書の提出）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、松江市外出支援事業補助金実施計画書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 利用者名簿
- (2) 運送引受書の写し
- (3) 振込先口座の確認ができる書類（過去に実施計画書を提出している者は、添付を省略することができる。）

2 前項の実施計画書の提出期限は、原則として出発日の5日前（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日並びに12月29日から1月3日までを含まない。）までとする。

（内示）

第5条 市長は、前条の実施計画書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を内示決定し、その旨を松江市外出支援事業補助金内示通知書（様式第2号）により補助申請者に通知するものとする。

2 市長は、適正な交付を行うため必要と認める場合は、前項の内示決定に条件を付することができるものとする。

（補助対象事業の変更等）

第6条 補助申請者は、前条の規定による内示決定があった補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当する重要な変更を行うときは、補助対象事業を実施する前に松江市外出支援事業補助金等変更実施計画書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る運行主体の変更
- (2) 補助金の内示通知額に対する変更
- (3) 補助対象事業の中止又は廃止

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

2 前項の変更実施計画書の提出があった場合は、前条の規定により、市長は内示変更決定し、その旨を松江市外出支援事業補助金等内示変更通知書（様式第4号）により補助申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると市長が認める場合に限り、事後に松江市外出支援事業補助金等変更実施計画書を提出することができる。

（交付の申請及び実績報告）

第7条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書及び規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、松江市外出支援事業補助金等交付申請兼実績報告書（様式第5号）によるものとし、領収書の写し（内訳がわかるもの）を添付し、市長に提出するものとする。

（交付の決定及び額の確定の通知）

第8条 規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書及び規則第13条に規定する補助金等確定通知書は、松江市外出支援事業補助金等交付決定及び確定通知書（様式6号）によるものとする。

（着手届及び完了届）

第9条 規則第11条による着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

（交付の請求）

第10条 規則第14条第2項に規定する補助金等交付請求書は、松江市外出支援事業補助金等交付請求書（様式第7号）によるものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理した日から30日以内に補助金を補助事業者に交付するものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月29日から施行し、令和5年4月1日以後の日帰り旅行に係る申請から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年8月25日から施行し、同日以後の日帰り旅行に係る申請から適用する。

（補助金の金額に関する経過措置）

2 次に掲げる契約に係る補助金の金額については、なお従前の例による。

(1) 令和5年中国運輸局公示第41号附則第2項の規定により、同公示による改正前の一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令についての規定による額を適用して計算した額により運送することとしているもの

(2) この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の松江市外出支援事業補助金交付要綱（次号において「旧要綱」という。）の規定により当該契約に係る補助金の交付を内示決定されているものであって、この要綱の施行の際、補助金の交付申請を行っていないもの

(3) この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により当該契約に係る補助金の交付申請を行っているものであって、この要綱の施行の際、交付決定をするかどうかの処分がされていないもの

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年3月26日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の松江市外出支援事業補助金交付要綱様式第1号及び様式第1号別紙、様式第6号は、令和6年4月1日以後に出発する移動について適用し、令和6年3月31日までに帰着する移動については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年3月21日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の松江市外出支援事業補助金交付要綱様式第1号及び様式第1号別紙、様式第6号は、令和7年4月1日以後に出発する移動について適用し、令和7年3月31日までに帰着する移動については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年3月25日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の松江市外出支援事業補助金交付要綱様式第1号及び様式第1号別紙、様式第6号は、令和8年4月1日以後に出発する移動について適用し、令和8年3月31日までに帰着する移動については、なお従前の例による。

（あて先）松江市長

住 所  
 事業者名  
（ふりがな）  
 代表者名  
 担当者名  
 電話番号

松江市外出支援事業補助金実施計画書

このことについて、松江市外出支援事業補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。なお、補助事業等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与させないこと及び感染症予防対策に取り組むこと並びに白バス行為禁止の周知を図ることを誓約します。

記

利用団体名			
利用団体の種類 <small>（いずれかに○）</small>	① 構成員が概ね65歳以上で構成される団体 ② 障がい者（児）の団体 ③ ボランティア団体 ④ 未就学児（その保護者を含む）の団体		
利用代表者の住所			
利用目的 <small>（いずれかに○）</small>	① 福祉目的事業 ② 公的行事への参加 ③ 利用団体が主催する交流事業等 <small>（宗教活動・政治活動を目的とするものでないこと）</small>		
主な目的地	所在地： 名称：		
旅行日	年 月 日		
補助金申請額	利用運賃（税抜）	貸切バス利用運賃	円
	申請額	円	
振込先	金融機関	銀行・信用金庫 農協	本店・支店 所
	名義人ふりがな		
	名義人氏名		
	口座番号	普通・当座	

- 添付書類 ① 利用者名簿  
 ② 運送引受書の写し  
 ③ 振込先口座の確認ができる書類（預金通帳表紙裏側のコピー）



様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号

松江市外出支援事業補助金内示通知書

様

年 月 日付で実施計画書の提出があった松江市外出支援事業補助金については、松江市外出支援事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり内示します。

年 月 日

松江市長

記

この補助金の内示対象となる事業費及び補助金の額は、次のとおりです。

補助対象事業費 円  
補助金の額 円

補助対象事業

利用団体名	
主な目的地	
旅行日	年 月 日
利用回数	回

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）松江市長

住 所  
事業者名  
代表者名  
担当者名  
電話番号

松江市外出支援事業補助金等変更実施計画書

年 月 日付け 第 号で内示通知のあったこの事業について、松江市外出支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり実施計画を変更したく提出します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

様式第4号（第6条関係）

第 号

松江市外出支援事業補助金等内示変更通知書

様

年 月 日付で変更実施計画書の提出があった松江市外出支援事業補助金については、松江市外出支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり内示します。

年 月 日

松江市長

記

この補助金の内示対象となる事業費及び補助金の額は、次のとおりです。

変更前の補助金の額 円  
変更後の補助金の額 円

補助対象事業

利用団体名	
主な目的地	
旅行日	年 月 日
利用回数	回

（あて先）松江市長

住 所  
 事業者名  
 代表者名  
 担当者名  
 電話番号

松江市外出支援事業補助金等交付申請兼実績報告書

年 月 日付け 第 号で内示通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、松江市外出支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、補助金の交付を申請するとともに、その実績を報告します。

記

利 用 団 体 名		
利用団体の種類 (いずれかに○)	① 構成員が概ね 65 歳以上で構成される団体 ② 障がい者（児）の団体 ③ ボランティア団体 ④ 未就学児（その保護者を含む）の団体	
利用代表者の住所		
利 用 目 的 (いずれかに○)	① 福祉目的事業 ② 公的行事への参加 ③ 利用団体が主催する交流事業等 （宗教活動・政治活動を目的とするものでないこと）	
主 な 目 的 地	所在地： 名 称：	
旅 行 日	年 月 日	
補 助 金 申 請 額	利用運賃（税抜）	貸切バス利用運賃 円
	申 請 額	円
振 込 先	金 融 機 関	銀行・信用金庫 本店・支店 農協 所
	名義人ふりがな	
	名 義 人 氏 名	
	口 座 番 号	普通・当座

添付書類 領収書の写し（内訳がわかるもの）

様式第 6 号（第 8 条関係）

松江市外出支援事業補助金等交付決定及び確定通知書

第 号  
年 月 日

様

松江市長

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、下記のとおり補助金等の交付を決定し、その額を確定したので、松江市外出支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

補 助 年 度	年度	補助金等の名称	松江市外出支援事業補助金
補 助 事 業 等 の 名 称	松江市外出支援事業		
補 助 金 等 の 交 付 決 定 額			円
補 助 事 業 等 の 経 費 精 算 額 ( 補 助 対 象 経 費 )			円
補 助 金 等 の 交 付 確 定 額			円
補助金等の交付決定額を減額する額			円
補助金等の交付決定額を減額して確定した理由			

様式第 7 号（第 10 条関係）

松江市外出支援事業補助金等交付請求書

年 月 日

（あて先）松江市長

補助事業者 住 業 者 所  
代 表 者 名

松江市外出支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

決定及び確定年月日	年 月 日	文 書 番 号	第 号
補 助 年 度	年度	補助金等の名称	松江市外出支援事業補助金
補 助 事 業 等 の 名 称	松江市外出支援事業		
補助金等の 交付決定額 交付確定額			円 円
補 助 金 等 の 受 領 額		年 月 日受領.....	円
		年 月 日受領.....	円
		年 月 日受領.....	円
		計 .....	円
補助金等の今回交付請求額			円
補 助 金 等 の 未 受 領 額			円
添 付 書 類	1 交付決定及び確定通知書（様式第 6 号）の写し		